

議案第15号

富津市税条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市税条例の一部を改正する条例

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。